

1 保健福祉行政機関

I. こども福祉部・健康保険部各課の所掌事務 7

- (1) 福祉事務所／こども福祉部..... 7
- (2) 健康保険部 医療・介護・保険部門..... 8
- (3) 各支所「地域総務課」 9
- (4) 各課配置図並びに住所、電話、FAX番号..... 10

II. 公の施設 12

- (1) 諫早市健康福祉センター 12
- (2) 諫早市健康福祉センター森山分館 12
- (3) 多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」 12
- (4) 社会福祉会館..... 13
- (5) 高来ふれあい会館..... 13
- (6) 小長井さざんか会館 14
- (7) 新道福祉交流センター..... 14
- (8) 上山荘南館 14
- (9) たらみ福祉活動センター 14
- (10) 森山老人福祉センター..... 15
- (11) 高来しゃくなげ荘..... 15
- (12) 小長井健康センター 15
- (13) 公の施設位置図 16

III. 関係附属機関 18

- (1) 健康福祉審議会 18
- (2) 民生委員推薦会 18
- (3) 食育推進会議..... 18
- (4) 諫早市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 18
- (5) 児童館運営委員会..... 19

保健福祉行政機関

I. こども福祉部・健康保険部各課の所掌事務

(1) 福祉事務所／こども福祉部

福祉事務所は、社会福祉全般の様々な問題について相談を受け、必要に応じて援助や施設入所などの業務を行う窓口として設置されています。諫早市においては、こども政策課、子育て支援課、障害福祉課、保護課、地域福祉課及び各支所地域総務課がこれに相当します。

こども政策課	1 子ども・子育て支援に関し総合的な企画及び調整を行うこと。 2 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。 3 子ども・子育て支援給付（児童手当除く。）に関する事。 4 教育・保育施設の確認に関する事。 5 教育・保育施設等の運営・整備等に関する事。 6 地域型保育事業等の認可に関する事。 7 保育の実施に関する事。 8 児童福祉費負担金に関する事。 9 放課後児童クラブに関する事。 10 病児保育に関する事。 11 児童福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関する事。（他課の所管に属するものを除く。） 12 市立保育所に関する事。 13 児童館に関する事。
子育て支援課	1 ひとり親家庭等の支援に関する事。 2 こども家庭センター業務に関する事。 3 家庭児童相談及び児童虐待の防止等に関する事。 4 児童手当に関する事。 5 児童扶養手当に関する事。 6 福祉医療費（子ども、母子、父子及び寡婦等に係るものに限る。）に関する事。 7 未熟児養育医療の給付に関する事。 8 助産施設及び母子生活支援施設に関する事。 9 すくすく広場に関する事。 10 こどもの城に関する事。
障害福祉課	1 障害者福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する事。 2 障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援に関する事。 3 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関する事。 4 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事。 5 発達障害者・障害児の支援に関する事。 6 障害児の居宅生活の支援等に関する事。 7 福祉医療費（心身障害者に係るものに限る。）に関する事。 8 特別児童扶養手当に関する事。 9 障害者（障害児を含む。）福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関する事。 10 新道福祉交流センターに関する事。
保護課	1 生活保護の実施に関する事。 2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 3 中国残留邦人等に対する支援給付等に関する事。 4 生活困窮者の自立支援に関する事。

地域福祉課

- 1 こども福祉部の行政に関し調整を行うこと。
- 2 各種の福祉計画の総括に関すること。
- 3 地域福祉計画及び高齢者福祉計画の策定に関すること。
- 4 民生委員及び児童委員に関すること。
- 5 成年後見制度の総括に関すること。
- 6 再犯防止の総括に関すること。
- 7 原子爆弾被爆者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 8 旧軍人・軍属の恩給等に関すること。
- 9 災害罹災者の応急援助に関すること。
- 10 社会福祉法人の認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 11 社会福祉法人の指導監査に関すること。
- 12 障害者福祉施設、児童福祉施設（認定こども園を含む。）及び介護保険施設・事業所の事業運営に係る監査等に関すること。
- 13 社会福祉協議会に関すること。
- 14 共同募金会、日本赤十字社等に関すること。
- 15 老人福祉施設の指定、入所措置等に関すること。
- 16 高齢者の虐待防止等に関すること。
- 17 高齢者の福祉に関すること。
- 18 高齢者福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等（介護保険事業に係るものを除く。）に関すること。
- 19 シルバー人材センターに関すること。
- 20 社会福祉会館及び上山荘南館に関すること。
- 21 たらみ福祉活動センター、多良見ローンボウルズ場、森山老人福祉センター、高来ふれあい会館、高来しゃくなげ荘、高来屋内ゲートボール場、小長井さざんか会館及び小長井ゲートボール場に関すること。
- 22 上記に記載のあるもののほか、こども福祉部の事務で他課の所掌に属しないもの。

(2) 健康保険部 医療・介護・保険部門

保険・健康づくりなどの事務を行います。

介護保険課

- 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の総括に関すること。
- 2 介護保険事業計画の策定に関すること。
- 3 介護保険被保険者の資格の得喪、要介護・要支援の認定及び保険給付に関すること。
- 4 介護保険料の賦課、徴収及び減免等に関すること。
- 5 介護保険事業者の指定及び指導監督に関すること。
- 6 介護施設の整備等に関すること。
- 7 高齢者福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等（介護保険事業に係るものに限る。）に関すること。

地域包括ケア推進課

- 1 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- 2 介護保険事業計画（地域包括ケアシステムに係るものに限る。）の策定に関すること。
- 3 地域包括支援センターに関すること。
- 4 地域包括ケア推進協議会に関すること。
- 5 健康福祉センター（森山分館を除く。）の管理運営に関すること。

保険年金課	1 国民健康保険事業（保健事業を除く。）の企画等に関する事。 2 国民健康保険被保険者の資格の認定、保険給付に関する事。 3 国民健康保険料の賦課、徴収及び減免等に関する事。 4 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事。 5 国民年金に関する事。 6 後期高齢者医療（保健事業を除く。）に関する事。
健康推進課	1 健康保険部の行政に関し調整を行う事。 2 保健行政に関し総合的企画及び調整を行う事。 3 健康増進計画及び食育推進計画の策定に関する事。 4 健康増進事業の推進に関する事。 5 成人保健事業の推進に関する事。 6 感染症の予防及び予防接種（母子に係るものを除く。）に関する事。 7 食育の推進に関する事。 8 精神障害者の医療及び保護に関する事。 9 地域保健に関する事。 10 国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保健事業に関する事。 11 多良見食工房まんだりん、健康福祉センター森山分館及び小長井健康センターに関する事。 12 上記に記載のあるもののほか、健康保険部の事務で他課の所掌に属しないもの。

(3) 各支所「地域総務課」

健康福祉全般を担当します。

- 1 所管区域の民生委員及び児童委員に関する事。
- 2 障害者福祉に関する事。
- 3 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。
- 4 福祉医療費、各種手当その他給付事業に関する事。
- 5 生活保護に関する事。
- 6 高齢者福祉に関する事。
- 7 介護保険に関する事。
- 8 国民健康保険に関する事。
- 9 国民年金に関する事。
- 10 後期高齢者医療に関する事。
- 11 地域保健に関する事。

上記に記載のあるもののほか、諫早市組織規則に規定することも福祉部・健康保険部の所掌事務のうち市長が定めるもの。

(4) 各課配置図並びに住所、電話、FAX番号

諫早市役所本館（東小路町 7-1）各課配置図

市代表電話 22-1500

1階 こども福祉部、健康保険部 fax 24-0901

- 障害福祉課 Tel直通 22-2366 内線 3121～3127
- 保険年金課 Tel直通 22-2410 内線 3133～3139 3141 3142

2階 こども福祉部 fax22-0431

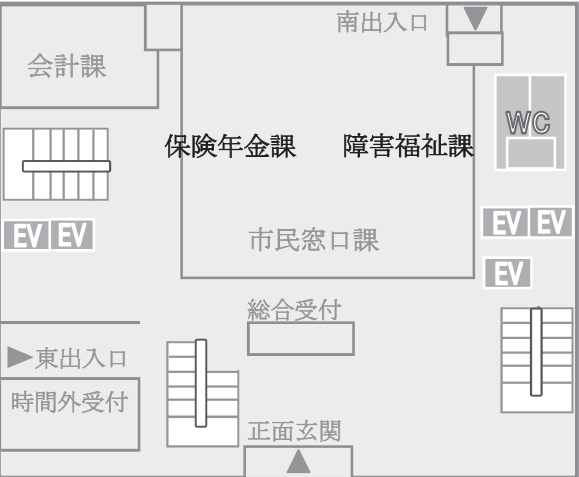
- 地域福祉課 Tel直通 22-2354 内線 3211～3215
- こども政策課 Tel直通 22-2421 内線 3241～3249
- 子育て支援課 Tel直通 22-2374 内線 3224～3223
- 保 護 課 Tel直通 22-2389 内線 3231～3239 3261～3266

3階 健康保険部 fax 27-0717

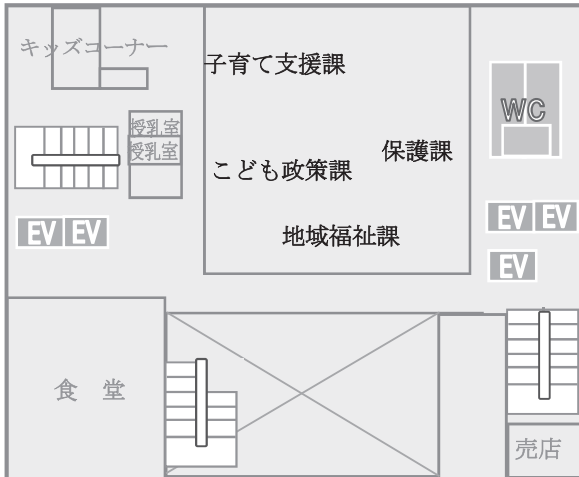
- 健康推進課 Tel直通 27-0700 内線 3311～3319
- 介護保険課 Tel直通 22-2359 内線 3331～3338

4階 健康保険部 fax 27-0717

- 健康推進課 Tel直通 27-0700 内線 3311～3319
- 介護保険課 Tel直通 22-2359 内線 3331～3338



1階配置図: 南出入口、会計課、保険年金課、障害福祉課、市民窓口課、総合受付、東出入口、時間外受付、WC、EV/EV、正面玄関。



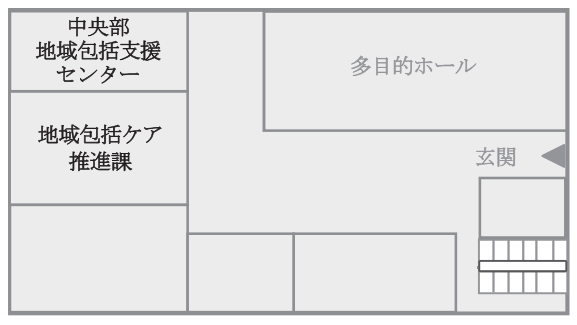
2階配置図: キッズコーナー、子育て支援課、こども政策課、地域福祉課、保護課、WC、授乳室、EV/EV、食堂、売店。



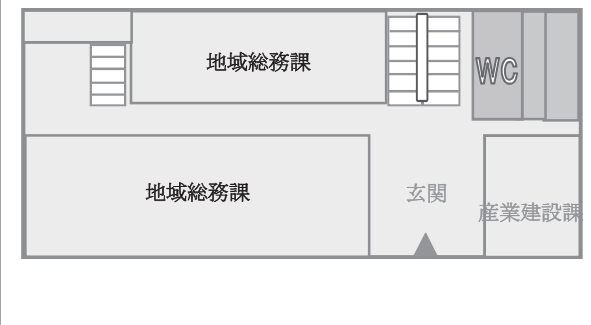
3階配置図: 健康推進課、介護保険課、WC、EV/EV、資産税課、市民税課、債権管理課。

健康福祉センター（宇都町 29-1）1 階配置図

○地域包括ケア推進課 Tel 直通 46-3020 内線 77-112～119
 ○中央部地域包括支援センター Tel 直通 27-0730 内線 77-100～106

**多良見支所（多良見町化屋 1800）1 階地域総務課配置図**

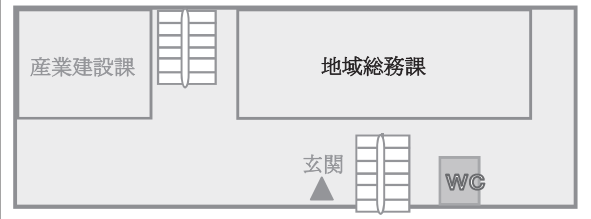
Tel 代表 43-1111 fax 43-2072 内線 110、122～125

**森山支所（森山町本村 1300）1 階地域総務課配置図**

Tel 代表 36-1111 fax 36-2504 内線 105、108～110

**飯盛支所（飯盛町開 1929-3）1 階地域総務課配置図**

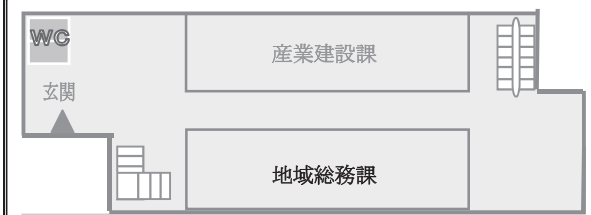
Tel 代表 48-1111 fax 48-1405 内線 111～113、118

**高来支所（高来町三部 528）1 階地域総務課配置図**

Tel 代表 32-2111 fax 32-3235 内線 112、115～117

**小長井支所（小長井町小川原浦 500）1 階地域総務課配置図**

Tel 代表 34-2111 fax 34-2335 内線 15～18



II. 公の施設

(1) 諫早市健康福祉センター

住 所	宇都町 29 番 1 号 [P 16 図 1]		電 話 番 号	46-3020		
設置目的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図る。					
機能設備等	貸室 4 室					
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで					
休 館 日	祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日					
基本使用料	◎貸室					
		面積	収容人員等	9～12 時	13～17 時	18～22 時
	多目的ホール	354.57 m ²	200 人	4,190 円	6,290 円	6,290 円
	第一研修室	209.64 m ²	80 人	2,830 円	3,770 円	3,770 円
	第二研修室	35.47 m ²	15 人	630 円	840 円	840 円
	調理実習室	113.22 m ²	30 人	1,570 円	2,100 円	2,100 円
	★多目的ホール(研修システム)	－	－	1,570 円	2,100 円	2,100 円
	★第一研修室(研修システム)	－	－	940 円	1,260 円	1,260 円
★研修システムはマイク・ビデオなどの音響設備です。使用される場合はこの料金がかかります。						

(2) 諫早市健康福祉センター森山分館

住 所	森山町下井牟田 1238 番地 [P17 図 3]	電 話 番 号	35-2866
設 置 目 的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図る。		
開 館 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで		
休 館 日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日		

(3) 多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」

住 所	諫早市多良見町 521 番地 〔 P 16 図 2〕			電 話 番 号	43-1111(多良見支所地域総務課)	
設 置 目 的	食生活の改善、健康の増進及び食文化の向上を図る。					
機能設備等	貸室 2 室					
使用可能時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで					
休 館 日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで					
基本使用料	◎貸室（1 時間あたり）					
		面積	収容人員等	使用料		
				市内居住者	市外居住者	冷暖房使用料
	調理実習室	70 ㎡	20～30 人程度	210 円	420 円	210 円
	交流談話室	37 ㎡		110 円	210 円	110 円

(4) 社会福祉会館

住 所	新道町 948 番地 [P 16 図 1]	電 話 番 号	24-5100	
設 置 目 的	市民に地域福祉活動の場を提供し、もって福祉の増進を図る。			
機能設備等	貸室 8 室			
開 館 時 間	午前 9 時から午後 10 時まで			
休 館 日	祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日			
基本使用料	◎貸室（1 時間あたり）			
		面積	収容人員等	使用料
	多目的ホール	256 m ²	150 人程度	730 円
	小会議室	72 m ²	20 人程度	210 円
	第 1 会議室	63 m ²	20 人程度	210 円
	第 2 会議室	39 m ²	15 人程度	110 円
	録音室	28 m ²	ブース 2 区画	110 円
	第 1 講座室	55 m ²	25 人程度	110 円
	第 2 講座室	63 m ²	30 人程度	110 円
	中会議室	165 m ²	120 人程度	520 円

(5) 高来ふれあい会館

住 所	高来町黒崎 325 番地 [P17 図 5]		電 話 番 号	32-3468					
設置目的	住民の福祉の増進と健康で文化的な魅力あるまちづくりを図る。								
機能設備等	貸室 6 室、浴場								
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで（浴場は午前 11 時から午後 3 時まで）								
休 館 日	8 月 15 日、12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日 （浴場は月曜日、祝日の翌日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日、12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日）								
基本使用料	◎貸室 別表のとおり								
	◎浴場 一般 110 円 ※市外居住者 160 円。団体割引あり。								
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時	17~22 時	9~17 時	13~22 時	9~22 時
	ふれあいホール	635 m ²	500 人程度	5,030 円	6,290 円	7,650 円	11,630 円	12,990 円	18,330 円
	やすらぎホール	212 m ²	170 人程度	2,100 円	2,510 円	2,930 円	4,090 円	4,400 円	5,970 円
	さわやかホール	167 m ²	140 人程度	1,990 円	2,410 円	2,720 円	3,670 円	4,090 円	5,340 円
	和 室	43 m ²	和室 22 畳	1,360 円	1,470 円	1,680 円	1,990 円	2,100 円	2,620 円
		57 m ²	和室 26 畳						
	談話室	98 m ²	80 人程度	1,680 円	1,890 円	2,100 円	2,720 円	2,930 円	3,770 円
		30 m ²	和室 12.5 畳						
64 m ²		50 人程度							
調理室	70 m ²	調理台 4 台	1,780 円	2,100 円	2,410 円	3,140 円	3,460 円	4,510 円	

(6) 小長井さざんか会館

住 所	小長井町井崎 127 番地 [P 17 図 6]		電 話 番 号	34-2966	
設 置 目 的	住民の福祉の増進と健康で明るい生活の推進のため。				
機 能 設 備 等	貸室 4 室、浴場				
開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで（浴場は午前 11 時から午後 4 時（月曜日のみ午後 2 時）まで）				
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 （浴場は日曜日、火曜日、木曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）				
基本使用料	◎貸室 別表のとおり				
	◎浴場 一般 110 円 ※市外居住者 160 円。団体割引あり。				
		面積	収容人員等	9～12 時	13～17 時
	大広間	164 m ²	130 人程度	2,100 円	2,510 円
	老人憩の間	96 m ²	80 人程度	1,570 円	1,890 円
	研修室	45 m ²	30 人程度	1,050 円	1,260 円
	調理室	50 m ²	調理台 2 台	1,780 円	2,100 円

(7) 新道福祉交流センター

住 所	新道町 999 番地 1 [P16 図1]	電 話 番 号	24-1001
設 置 目 的	スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害者及び高齢者の社会参加及び生きがい活動の推進並びに障害者等とその他の市民との交流を図る。		
機能設備等	アリーナ		
開 館 時 間	午前 9 時から午後 10 時まで		
休 館 日	水曜日、8 月 14 日及び 8 月 15 日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日		
基本使用料	◎コート 1 面（1 時間あたり）「バスケットボール」420 円、「バレーボール」420 円、「バドミントン」210 円、「卓球」170 円		
	◎コート全面	「定められた用途外の使用」 840 円	
	◎コート半面	「定められた用途外の使用」 420 円	

(8) 上山荘南館

住 所	宇都町 29 番 2 号 [P16 図1]	電 話 番 号	23-2488
設 置 目 的	高齢者に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、もって高齢者の福祉の向上に資するため。		
開 館 時 間	午前 9 時から午後 4 時まで（浴場は午前 10 時から午後 3 時まで）		
休 館 日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	160 円		

(9) たらみ福祉活動センター

住 所	多良見町化屋 1800 番地 [P 16 図 2]	電 話 番 号	43-1111 (多良見支所地域総務課)			
設 置 目 的	市民の自主的な地域福祉活動の支援及び推進を図るため。					
機 能 設 備 等	貸室 2 室（大会議室・小会議室）、市民活動室、多目的ルーム、談話室					
開 館 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで					
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日					
基本使用料	◎貸室(1 時間あたり)			面積	収容人員	使用料
		大会議室		89 m ²	36 人	310 円
		小会議室		49 m ²	16 人	160 円

(10) 森山老人福祉センター

住 所	森山町本村 1300 番地 [P17 図3]	電 話 番 号	36-0889
設 置 目 的	福祉の増進及び健康で明るい生活の推進。		
貸 室	貸室 4 室		
機能設備等	浴場		
開 館 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（浴場は午前 10 時から午後 3 時 30 分まで）		
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日、12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの日		
基本使用料	◎浴場 一般 60 円 ※小人、60 歳以上の方など減免あり。団体割引あり。		

(11) 高来しゃくなげ荘

住 所	高来町黒崎 317 番地 1 [P17 図5]	電 話 番 号	32-3468
設 置 目 的	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し各種サービスの提供を行うため。		
開 館 時 間	午前 9 時から午後 4 時まで		
休 館 日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	無料		

(12) 小長井健康センター

住 所	小長井町井崎 127 番地 [P17 図6]	電 話 番 号	34-3138
設 置 目 的	市民の健康の増進、体力の保持・向上及び市民相互のふれあいを図るため。		
機能設備等	人工温泉(炭酸カルシウム温泉)浴室、サウナ、トレーニング室(機器 8 機種)、休憩室		
開 館 時 間	午前 10 時から午後 9 時まで（火曜日については午後 8 時まで）		
休 館 日	水曜日（水曜日が祝日に当たるときは、その直後の休日でない日）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	◎入館料（1 回あたり）		
	大人(満 16 歳以上)	市内居住者 310 円	市外居住者 420 円
	小人(満 7 歳以上 16 歳未満)	市内居住者 210 円	市外居住者 310 円
	◎回数券		
	大人(12 枚つづり)	市内居住者 3,100 円	市外居住者 4,200 円
	小人(12 枚つづり)	市内居住者 2,100 円	市外居住者 3,100 円

(13) 公の施設位置図

図 1

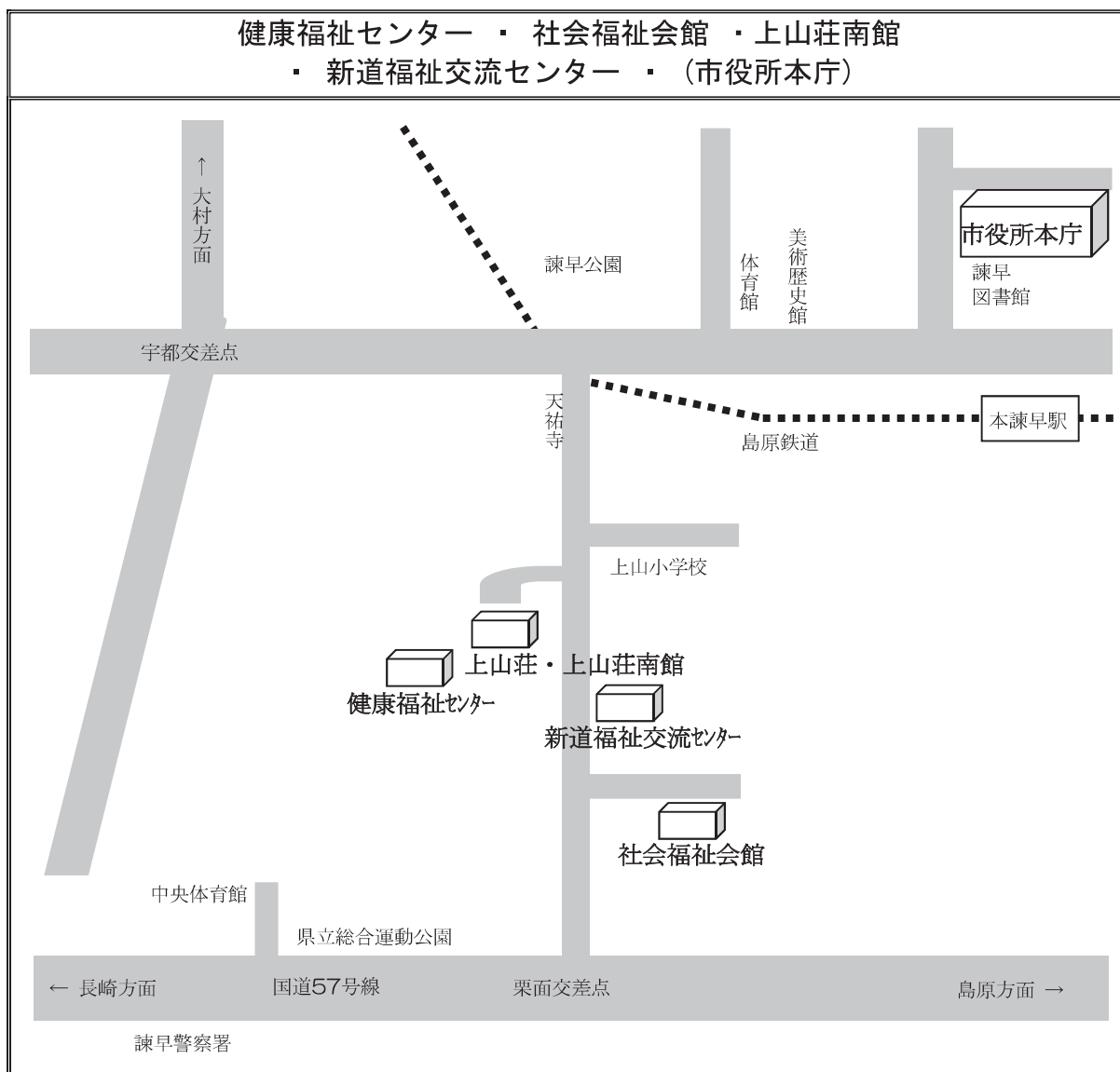


図 2

